

静岡労働局と大塚製薬株式会社との健康増進に関する包括連携協定

静岡労働局（以下「甲」という）と大塚製薬株式会社（東海支店
取扱い：以下「乙」という）とは、第1条に定める目的を達成する
ため、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に密接な連携・協力を図り、
働く世代の健康づくりをすることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項
について連携し協力する。

- (1) 女性の健康維持増進に関すること
- (2) 熱中症対策に関すること
- (3) 健康経営の普及・促進に関すること
- (4) その他、前条の目的の達成に資すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、
必要に応じ協議を行うものとする。また、連携事業を具体的に実
施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものと
する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は本協定の
解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除
を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情
報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、も
しくは漏洩し、又は本協定の履行以外の他の目的に利用してはな
らない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項
に規定する義務を負う。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から5年間とする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間満了の1ヶ月前までに本協定の
契約更新について協議を行い、更新する場合は、甲乙間で更新覚
書を締結する。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた
場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それ
ぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年 4月 26日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同
庁舎3階
静岡労働局

局長

世 正光

乙 愛知県名古屋市中区丸の内3-23-20
大塚製薬株式会社
ニュートラシューティカルズ事業部

東海支店 支店長

平内 秀司